

東京都北区商店街環境整備事業補助金交付要綱

平成15年3月31日
14北地産第1155号区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、北区商店街振興プランに基づき区内の商店街等が地域の特性を生かし安全で利便性のある商店街にするために行う街路灯、アーチ等の共同施設の設置に対して、予算の範囲内において事業に要する経費の一部を補助することにより、商店街を含む地域活性化を促進し、もって区内商業振興に寄与することを目的とする。

(補助対象事業及び補助限度額)

第2条 補助対象事業、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 別表第1に掲げるカラー舗装事業の実施については、この要綱のほか、別に定める区のカラー舗装事業実施取扱基準によるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「商店街」とは、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- (1) 区内の一定区域（以下「当該区域」という）で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上消費者により、まとまった買い物場として認識されていること。
- (3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
- (4) 当該区域で活動を行うための会則又は規約、役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿（以下「会則等」という）を有していること（別表第1（3）の欄に掲げる事業につき第6条の規定による交付申請を行うものを除く）。

2 この要綱において、「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）による商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合

3 この要綱において、「補助事業者」とは、補助事業を実施する前条の補助対象商店街をいう。

4 この要綱において、「補助事業」とは、別表第1の補助対象事業となる環境整備事業をいう。

5 この要綱において、「小額支援事業」とは、補助事業のうち、商店街等が防災、環境等当該商店街等に相応しいテーマを掲げて、総事業費36万円以下の事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 区長は、補助事業者のうち別表第2の補助対象事業を行うために必要な経費（補助対象経費）のうち区長が必要と認めたものについて補助事業者に対し交付するものとする。

- 2 前項に規定する補助事業者が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業とする。
- 3 第1項の場合において補助事業者が行う補助事業は、前年度に東京都北区商店街環境整備事業補助金事前協議申請書（別記第1号様式）を区長に提出した補助事業者で1事業とする。
- 4 小額支援事業に係る補助は、次に掲げる場合には申請できない。
 - (1) 当該年度において別表第3に掲げる商店街振興に係る事業を申請する場合
 - (2) 前年度において別表第3に掲げる商店街振興に係る事業についての補助金の交付を受けた場合

（事前協議）

- 第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合、補助事業実施年度の前年度に東京都北区商店街環境整備事業補助金事前協議申請書を区長に提出し、区長と予定事業の内容を協議し、区の簡易診断を受け、その診断及び結果の内容を遵守するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の東京都北区商店街環境整備事業補助金事前協議申請書に添付して、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。
 - (1) 事業経費見積書（事業内容に関係なく2社以上）
 - (2) その他区長が必要と認めた書類

（補助金の交付申請）

- 第6条 補助事業者は、補助事業を実施して補助金の交付を受けようとするときは、東京都北区商店街環境整備事業補助金交付申請書（別記第2号様式）を以下の書類とともに区長に提出しなければならない。
- (1) 見積書
 - (2) 道路占用許可書
 - (3) その他区長が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

- 第7条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を調査及び審査の上、適正と認められるときは補助金の交付決定を行い、東京都北区商店街環境整備事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、不適正と認められるときは、補助金の不交付決定を行い、東京都北区商店街環境整備事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付要件）

- 第8条 区長は、補助金の交付決定に関して、次の条件を付することとする。
- (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産「以下「取得財産等」という。については、台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
 - (2) 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図ること。
 - (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。

- (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付すること。
- (5) 商店街等が行う補助事業の実施又はこれによる取得財産等の運営若しくは貸与により相当の収益が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付すること。
- (6) 補助事業の完了後、区からの要求があったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備すること。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- (7) その他特に区長が定めた条件

(申請の取消し)

- 第9条 補助事業者は、第7条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第6条の規定による交付申請後に申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(事故報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が当該年度内に完了することができずと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに東京都北区商店街環境整備事業補助金に係る遅延等報告書（別記第5号様式）を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

- 第11条 補助事業者は、事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止しようとする場合には、あらかじめ東京都北区商店街環境整備事業変更（中止）承認申請書（別記第6号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 区長は、前項の承認をしたときは、東京都北区商店街環境整備事業変更（中止）承認書（別記第7号様式）を、商店街等に交付するものとする。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は、補助金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、速やかに東京都北区商店街環境整備事業実績報告書（別記8号様式）を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業の実績
 - (2) 事業費経費別明細
 - (3) 見積書及び契約書の写し
 - (4) 請求書及び領収書の写し
 - (5) 事業内容のわかる写真
 - (6) その他区長が必要と認めた書類

(完了検査)

第13条 補助事業者は、区長が補助事業の完了状況及び経理等の状況について検査を求めた場合、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、実績報告及び完了検査の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し東京都北区商店街環境整備事業補助金交付決定通知書(別記第9号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助事業に要した経費により算出した金額又は補助金交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の確定通知を受けた場合は、速やかに東京都北区商店街環境整備事業補助金請求書(別記第10号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第16条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金(都・区負担分)を補助事業者に対して支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに東京都北区商店街環境整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記第11号様式)により、区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第19条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 区長は、前条の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第21条 第18条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第19条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、商店街等が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を商店街等に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、商店街等が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第22条 前条第1項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、商店街等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

(付 則)

1 (施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 (経過措置)

要綱第5条別表2で規定するアーチ・街路灯の改修事業（ポール塗装、根巻き補強、灯具交換を除く、電球等の消耗品交換、看板の清掃等）は、平成15年度のみ経過措置として、補助率1/2を適用する。

付 則（平成16年12月20日付16北地産第577号区長決裁）

この要綱は、平成16年12月20日から適用する。

付 則 (平成17年6月9日付17北地産第97号区長決裁)

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則 (平成21年3月31日区長決裁20北地産第2766号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月5日区長決裁23北地産第1620号)

この要綱は、平成23年7月5日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日区長決裁23北地産第3037号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年9月24日区長決裁25北地産第2048号)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月27日区長決裁25北地産第3084号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年6月13日区長決裁26北地産第1470号)

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日区長決裁27北地産第1005号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月2日区長決裁27北地産第3001号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。